

融資機関の皆様へ

制度資金でも
ご利用可能と
なりました

当座貸越根保証が ご利用しやすくなりました

令和8年3月1日貸付実行分から適用

貸付専用型の当座貸越について、一定の貸越極度額・取扱期間を定め、その範囲内で反復継続して発生する当座貸越債務を保証する制度です。

今般、ご利用いただける要件（資格要件、保全等）について見直しを行い、ご利用いただきやすくなりました。

迅速な資金調達の手助けに

予め貸越限度額と取扱期間を設定し、その範囲内でのご利用が可能です。

手形貸付の代替に

枠保証の一種ですので、従来の手形貸付（根保証）の代替としてご利用いただけます。

保証料が割安

財務内容等に基づき保証料率を決定しますが、90/100に軽減した保証料となります。

※保証については一定の審査があります。

独立行政法人 農林漁業信用基金

電話：03-3434-7826・7827

メール：rinshou@jaffic.go.jp（林業信用保証業務部）

〒105-6228 東京都港区愛宕二丁目5番1号

愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階

<https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/index.html>

ご利用条件について（必ずお読みください）

対象業種	<ul style="list-style-type: none"> ① 造林・育林 ② 素材生産 ③ 木材・木製品製造（製材、プレカット、合板製造、チップ製造、集成材製造など） ④ 林業種苗生産 ⑤ 薪炭生産 ⑥ きのこと生産（原木栽培、菌床栽培、堆肥栽培、林地栽培いずれも対象） ⑦ 木材卸売等（木材の卸売、木材市場又は木材の輸送）※1 ⑧ 木材製品利用（土木工事、建築工事、家具・装備品製造、パルプ製造、紙製造又は木質バイオマス発電・熱供給）※1
資格要件	<p>林業信用保証をご利用いただける組合・会社・個人であって、次の全ての要件を満たすものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 今後とも申込融資機関（店舗）が支援育成していきたい先で、償還能力があると認められる。 2 同一事業の業歴が3年以上あり、2期以上の決算又は確定申告を行っている。 3 申込融資機関（店舗）との与信取引（貸付、割引等）が6ヶ月以上ある。
対象融資機関	<p>当基金と「当座貸越（貸付専用型）根保証に係る覚書」を締結している約定融資機関（下記URLの一覧ご参照）</p> <p>https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/shinyouhosyou/yushikikan.html</p>
資金使途	<p>事業資金 （資金使途欄が設けられている借入請求書等により、貸越の都度、融資機関において事業資金性の確認が必要となります。）</p>
保証割合	原則80%
保証期間	1年以内（ただし、更新は妨げない）
返済方法	約定弁済又は随時弁済
保証料率	年0.15%～年1.80%（※2 軽減措置あり）
貸付利率	融資機関所定の利率
保証人・担保	ご利用条件により連帯保証人・担保が必要となる場合があります。
出資金	<p>保証額に応じた出資金が必要です。</p> <p style="color: red;">（完済後、ご請求により払戻しいたします。）</p>

（※1）制度資金を利用する場合に限り対象です。

（※2）請求する保証料は、90/100軽減した金額をご請求します（次式参照）。

保証料 = 保証元本極度額 × 保証期間(日数) × 保証料率 × 1/365 × 90/100